

ふくやまプレミアム付商品券 PR チラシ等印刷業務委託仕様書

1 業務名称

ふくやまプレミアム付商品券 PR チラシ等印刷業務

2 委託期間

契約締結日から2020年3月31日まで

3 業務内容

(1) 商品券 PR チラシ印刷 (販売店舗, 利用店舗一覧)

ア 仕様

(ア) 数量

107,000枚

(イ) サイズ等

A3版 両面カラー印刷 2つ折り (A4版4ページ)

(ウ) 紙質

コート70k

(エ) 納期

2019年6月29日 (金)

(オ) その他

- ・107,000枚うち13,000枚は3つ折り
- ・2019年6月5日頃, チラシに掲載する販売店舗, 利用店舗の一覧を協議会から連絡する。

(2) 利用店舗用ポスター印刷

ア 仕様

(ア) 数量

2,000枚

(イ) サイズ等

B3版 片面カラー印刷 2つ折り (A4版4ページ)

(ウ) 紙質

コート135k

(エ) 納期

2019年7月31日 (水)

(3) 利用店舗用ステッカー印刷

ア 仕様

(ア) 数量

2,000枚

(イ) サイズ等

A4版 片面カラー印刷

※屋外貼付対応・耐水・耐光性のある材質を使用すること

(ウ) 納期

2019年7月31日（水）

#### 4 契約の解除

受注者が次の事項に該当した場合、それが契約締結前にあっては契約を締結しないこと、契約締結後にあっては契約を解除し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

##### (1) 契約締結前における契約不締結要件

- ア 受注者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- イ 協議会に提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ウ その他業務委託することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

##### (2) 契約締結後における契約解除又は減額変更契約要件

- ア 受注者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- イ 協議会に提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ウ 契約に違反し、その違反によって契約目的を達することができないと協議会が認めるとき。
- エ 協議会が行う必要な指示に従わないとき又は指示内容に係る改善が見られないとき。
- オ その他業務委託を継続することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

#### 5 留意事項

- (1) 契約事項の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、協議会と協議すること。この協議が整わないときは、協議会の決定するところによるものとする。
- (2) 受注者は、打ち合わせ等で必要が生じた場合、協議会の求めに即時に対応すること。
- (3) 商品券PRチラシ及び利用店舗用ポスターのデザインについては、商品券デザインと合わせるため、商品券デザイン確定後の発注となる。
- (4) 3業務内容（1）商品券PRチラシのサイズ等については、販売店、利用店舗の申し込み状況により変更する場合がある。

（利用店舗募集期間2019年4月15日から5月31日）